

## 1. 趣旨

日本女子大学（以下「本学」という。）は、人間生活・人文・社会・自然科学系の4つの科学系統を持つ女子総合大学として、従来の枠を越えた横断的な研究分野を創成し、社会の課題解決に資する優れた研究成果を社会に還元することを使命とする。

本ポリシーは、本学の研究データの管理及び公開の基本方針を定めることにより、研究の健全性・公正性を確保しつつ、オープンサイエンスを推進し、学術の継承と発展に寄与することを目指すものである。

## 2. 定義

本ポリシーにおいて、次に掲げる用語は、以下の各号の定めるところによる。

(1) 研究データとは、研究者等が研究利用等（収集、生成、加工、解析、共有及び公開することを含む）の対象としたデータをいう。研究データの記録媒体（デジタル・非デジタル）を問わず、研究ノートやメモ、実験や観測、シミュレーション等から直接得られたデータやそれを加工したデータ、論文のエビデンスとなるデータ等が含まれる。

なお、学術論文の根拠データとは、掲載誌等の執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データをいう。

(2) 組織整備研究データとは、研究利用等が想定される、本学が組織的に整備するデータをいう。

(3) 研究データの管理・公開とは、研究データの管理、共有及び公開をいい、共有とは、研究データ等を条件を満たした利用者に関り利用できる状態にすること、公開とは、研究データ等を不特定多数によりアクセス、利用できる状態にすることをいう。

(4) 法令等及び契約とは、関連法令等、本学が定める規程等、研究データに関する内容を含む契約をいう。

(5) 研究者等とは、本学において研究活動を行う者若しくはそれらの活動に関わる者をいい、教職員、学生、その他本学の制度を用いて受け入れた者や本学において実施される研究課題に参加する者を含む。

(6) メンバーとは、研究課題に参加する者をいい、研究代表者、研究分担者又は研究協力者に限らず、当該研究課題において研究データにアクセスする可能性のある全ての者を含む。

(7) 研究課題とは、研究者等が関与する一定の計画の下に実施される研究をいい、外部資金に基づく研究課題、研究室の研究グループによる研究課題及び研究者一人一人が自身の研究のまとまりに応じて設定する研究課題が含まれるが、これらに限られない。

## 3. 適用範囲

本ポリシーは、本学、研究者等及びメンバーに適用する。

## 4. 研究データの管理・公開の対象

- (1) 本学は、本学において実施される研究課題に関する研究データを管理する。ただし、本学の研究者等が研究代表者となっている研究課題において、研究助成機関等と研究分担者の所属機関との間に研究契約等が存在する場合は、当該研究契約等に係る研究データは除外する。
- (2) 本学は、以下の研究データについて、研究データの共有・公開に適しているかどうか、学術の発展に資するかどうか等を考慮し、長期的に研究データの共有・公開を行うよう努める。
  - ① 本学において生成又は加工された研究データのうち、本学外には同等の研究データが存在しない等の理由により研究データの共有・公開に値するもの
  - ② 組織整備研究データ
  - ③ 本学において研究データの共有・公開に適すると判断したその他の研究データ

## 5. 研究データの管理・公開の原則

本学は、以下の各号に基づき、責任ある研究データの管理・公開を行う。

- (1) 法令等及び契約の遵守
- (2) 研究データに関する説明責任の履行
- (3) 次に掲げる適正な研究データの取扱い
  - ① 安全管理措置
  - ② 研究データ、関連情報及び関係する者に関する権利利益の保護
  - ③ 研究データの提供元による条件の遵守
  - ④ 研究課題内の研究データの保有主体等の設定と運用
  - ⑤ 研究データの共有・公開に係る条件の整備
- (4) 研究の公正性・透明性の向上及び研究の再現性の担保並びに研究成果の社会への還元
- (5) 長期的な研究データの共有・公開

## 6. 配慮事項

本学は、研究データの管理・公開に際して以下の各号に配慮するよう努める。

- (1) 研究者等の研究活動促進
- (2) 研究データの管理・公開に関する研究者等の負担軽減
- (3) 研究データの機密性及び研究開発に関わる利益保護

## 7. 責務

- (1) 本学と研究者等は、協力し、責任ある研究データの管理・公開を役割分担して行う。
- (2) 本学は、研究データの管理・公開に際して責任体制を整備し、本学における研究データの管理・公開の推進、法令等及び契約が遵守される体制の整備並びに研究データに関する説明責任の履行、適切な研究データの管理・公開を実現するための取組及び環境整備を行う。
- (3) 研究者等は、研究データの管理・公開の範囲及び方法を定め、法令等及び契約、研究分野の慣行を遵守しつつ研究データの管理・公開を行い、長期的な研究データの共有・公開に努める。

## 8. 管理体制

- (1) 大学全体を統括し研究データの管理・公開に関する最終責任を負う者として、総括責任者

を置く。

- (2) 大学の各学部、各研究科において、研究データの管理・公開について実質的な責任と権限を持つ者として、部局長を置く。
- (3) 適切な研究データの管理・公開を行うために必要な実施方針については、別途定める。

## 9. 関連法令等

研究データの管理・公開において、以下の法令等を遵守する。

- (1) 研究公正、研究倫理に関する法令等
- (2) ライフサイエンス研究等に係る倫理、安全等に関する法令等
- (3) 知的財産に関する法令等
- (4) 個人情報保護に関する法令等
- (5) 安全保障輸出管理に関する法令等
- (6) 文書管理、情報公開に関する法令等
- (7) 機関リポジトリに関する法令等
- (8) 情報セキュリティ対策に関する法令等

## 10. 第三者との契約への劣後

第三者との契約と本ポリシーが矛盾抵触する場合は、当該契約が優先される。

## 11. ポリシーの見直し

- (1) 本ポリシーは、研究データを取り巻く環境の変化に応じて、適宜見直しを行う。
- (2) 本ポリシーの改廃は、大学執行部会議の議を経て、学長が行う。

## 附 則

このポリシーは、2025年3月12日から施行し、2025年4月1日から適用する。